

爆ネット通信

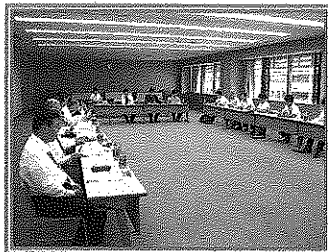
第 6 号
H22.6.3

熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク事務局
熊本県警察本部外事課
096-381-0110(内線 5719)

会議

6月2日、県警本部で本ネットワークの会議を開催

～ 県警科捜研による講演も ～



会議の模様

6月2日(水)午後、熊本県警察本部において、「第2回・熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク会議」を開催しました。会議には、爆発物の原料を取り扱う県、市保健所、各種団体そして大手ホームセンターから、23名のネットワークメンバーの方に集まっていただきました。

会議では、ネットワークの活動状況、会員相互の情報交換、広報啓発ポスターの作成取り決めのほか、県警科学捜査研究所研究員による爆発物に関する講演を行い、爆発物原料対策への理解を深めていただきました。

薬店等

重要

「毒劇及び劇物取締法」の遵守を！

～ 違反すれば、3年以下の懲役・200万円以下の罰金も ～



- 第2条第2項(定義) この法律で「劇物」とは、…

爆発物となる劇物

爆発物原料指定11品目の中で「劇物」に該当する品目は、①過酸化水素、②塩酸、③硫酸、④硝酸、⑤塩素酸カリウム、⑥塩素酸ナトリウムの6品目です。

- 第3条第3項(禁止規定) 劇物等の販売業の登録を受けた者でなければ、…販売してはならない。

販売業の登録

無登録販売の禁止規定です。これに違反すれば、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金、又は併科となります。

- 第14条第2項(毒物又は劇物の譲渡手続) 毒物劇物営業者は、譲受人から…(省令規定の)書面の提出を受けなければ、…販売し、又は授与してはならない。

譲渡書の作成

劇物等の譲渡に関する規定です。劇物等の販売の際は、購入者に「譲渡書」を書いてもらう必要があります。これに違反すれば、前記同様、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金、又は併科となります。

- 第14条第4項(前同) 毒物劇物営業者は、販売等の日から5年間、書面等を保存しなければならない。

書面の保管

譲渡書等の保存期間に関する規定。、これに違反すれば、30万円以下の罰金となります。

- 第15条第1項(毒物又は劇物の交付の制限等) 毒物劇物営業者は、劇物等を18歳未満の者等に交付してはならない。

少年等への交付

これに違反すれば、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金、又は併科となります。十分注意してください。

協力依頼

県内の爆発物原料取扱業者数 約 1,700 件！

～きめ細かな訪問ができないのが実情です～



県下の警察署では、爆発物原料取扱業者への訪問活動を行い、不審情報などの収集等を行っていますが、業者数が多いため、きめ細かな訪問ができないのが実情です。そこで次の点にご協力をお願いします。

不審情報の積極的通報

“参考まで”と思われる情報や、“おや？”と思われる情報で結構なのです。積極的な通報をお願いします。

従業員への注意喚起

朝礼時等を活用し、爆発物の原料となり得る肥料等の商品の紹介や不審購入者に対する対応等について注意喚起をお願いします。

譲渡書等の確実な作成と保管

譲渡書や販売の記録の確実な作成と保管をお願いします。警察からお尋ねする場合があります。

業 種	業者数
薬局・薬店	約 1,060 件
農協・漁協	約 240 件
ホームセンター	約 100 件
肥料販売店	約 100 件
塗料・塗装店	約 60 件
その他	約 140 件
合 計	約 1,700 件